

本日の会議に付した事件

平成23年第4回山元町議会臨時会（第1日目）

平成23年10月28日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第18号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
日程第 5 議案第54号 山元町災害危険区域に関する条例《撤回》
追加日程第1 議案第54号 山元町災害危険区域に関する条例の撤回について
追加日程第2 議案第60号 山元町災害危険区域に関する条例
日程第 6 議案第55号 山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例
日程第 7 議案第56号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の
一部を改正する条例
日程第 8 議案第57号 平成23年度山元町一般会計補正予算（第1号）
日程第 9 議案第58号 平成23年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第59号 平成23年度浅生原東田②応急仮設住宅外壁断熱等寒さ対策工事請
負契約の締結について
日程第11 東日本大震災災害対策調査特別委員会中間報告の件について

午前10時00分 開 議

議 長（佐藤晋也君）おはようございます。ただいまから、平成23第4回山元町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

報道機関より取材の申し出がありましたので許可しております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（佐藤晋也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定により3番伊藤隆幸君、4番島田敬二君を指名します。

議 長（佐藤晋也君）日程第2．会期決定の件を議題とします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔会期日程案は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布しておりますとおり、本日1日限りにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

議長（佐藤晋也君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長にお手元に配布しております報告書を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

〔議長諸報告は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）これで議長諸報告を終わります。

議長（佐藤晋也君）日程第3．これから提出議案の説明を求めます。町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。本日ここに平成23年第4回山元町議会臨時会が開催され、平成23年度一般会計補正予算案を初め、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げ、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要についてご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてご説明申し上げます。

報告第18号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので報告するものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第57号平成23年度山元町一般会計補正予算（第1号）における歳出予算からご説明申し上げます。

まず、労働費関係については、社会教育施設の災害復旧査定を受けるに当たり、体育文化センターに保管している支援物資を整理する必要が生じたことから、臨時職員の賃金を追加するものであります。

また、土木費においては、山元浄化センター災害復旧業務委託を年度内に発注することになったことから、これに要する経費のうち、一般会計負担分について繰り出し基準に基づき追加するものであります。

災害復旧費においては、9月21日の台風15号災害により被災した公共土木施設や農林水産業施設の災害復旧に要する経費を追加するとともに、東日本大震災により被災した太陽ニュータウン団地内の道路及び公園の災害復旧工事、牛橋公園等及び沿岸部で被災した道路等、公共土木施設の災害査定設計作成業務等の施行事務を宮城県に委託することになったことから、これに要する経費を追加するものであります。

また、文教施設災害復旧費においては、中央公民館と社会教育施設の早期復旧を図るため、国の災害復旧査定申請書等作成業務に要する経費を追加するものであります。

以上、歳出予算の主な内容についてご説明申し上げましたが、これに見合う財源としては、国・県支出金及び地方債の追加が主なものであり、最終的な財源調整を財政調整基金取り崩しの増額をもって対応した結果、今回の補正額は約7億2,000万円を追加し、総額227億8,669万2,000円とするものであります。

続いて、特別会計の予算案についてご説明を申し上げます。

議案第58号平成23年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）における資本的支出につきましては、自然環境へ及ぼす影響を改善するため、東日本大震災により被災した山元浄化センターを早期に復旧させる必要があることから、同施設の復旧事業を日本下水道事業団へ委託する経費を追加するものであります。

以上、資本的支出に見合う財源としては、資本的収入において、災害復旧事業に伴う企業債、国庫補助金及び一般会計からの出資金を追加するものであり、今回の補正額は資本的収入及び支出をそれぞれ17億6,000万円追加し、資本的収入の総額を23億7,943万8,000円とし、資本的支出の総額27億1,271万3,000円とするものであります。

次に、新規条例議案及び一部改正条例議案についてご説明申し上げます。

議案第54号山元町災害危険区域に関する条例につきましては、東日本大震災による津波等の被害が著しい区域を災害危険区域に指定するため提案するものであり、議案第55号山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、スポーツ振興法の全部改正に伴い、体育指導員の名称を変更する改正であります。

また、議案第56号議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例につきましては、応急仮設住宅の物品調達に限って、宮城県の方針決定後、速やかに対応するため提案するものであります。

以上、平成23年第4回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案の細部につきましては、さらに関係課長等に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤晋也君）以上で、提出議案の説明を終わります。

議長（佐藤晋也君）日程第4．報告第18号を議題とします。

課長から説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。報告第18号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告いたします。

1枚お開きください。専決処分書。本件は、町道3128号山下作田山団地3号線の普通自動車事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり決定する。

1、相手先。山元町浅生原字東田115番地16、丹野美智子。

2、事故の概要。平成23年6月22日（水）午後8時ころに町道を普通自動車で行中、東日本大震災で破損した舗装箇所の舗装破片が道路上に置いてあり、その破片に乗り上げ、車底部のカバーを損傷いたしました。

3、損害賠償の額その他和解条項。1、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償として損害額の40パーセントに相当する金5,725円を支払うことを認め、これを相手方の口座に送金して支払う。2、相手方及び町は、本件事故については以上で解決し、

ほかに何ら債権、債務のないことを確認する。

補足説明をさせていただきます。本件は、作田山団地の役場北側入り口から北へ向かい、以前もしり庵のございました交差点の十字路がございますその西側におきまして、事故が発生したものでございます。現地におきましては、震災後、舗装表面の剥離がございまして、その破片が道路上にございました。応急工事といたしまして、表面を砂利等で埋め戻しをしておりましたが、その破片の一部が車の底に当たり一部部品が損傷したものでございます。

なお、乗車されておった相手方であります丹野様には、おけが等はございませんでしたので、ご報告申し上げさせていただきます。

以上、専決処分書をご報告させていただきます。以上でございます。

議長（佐藤晋也君）報告第18号専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）を終わります。（「議事進行」の声あり）

10番（佐山富崇君）はい。議事進行をかけて申しわけないですが、同じ報告で工事請負契約の報告書が出てますね。いずれも15件、確かに5,000万円以下ですので報告だけで済むわけですが、15件ですよ。せめて報告の中に地図とか、それから地域のそういう説明を明細にするような報告があつてしかるべきでないのかなと私は思うんです。その辺のところをお願いしたい。合わせると5億になりますからね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。工事請負契約の締結についてのご報告内容につきまして、ただいまご質問のございました件数15件、こちらの実施箇所につきまして位置図と準備が手元に準備しておりませんことから、今後準備をしましてご提出させていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。（「了解」の声あり）

議長（佐藤晋也君）それでは、改めて日程第5．議案第54号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。それでは、議案第54号山元町災害危険区域に関する条例の内容を説明させていただきます。提案理由でございますが、津波等の危険の著しい区域において、災害を未然に防止するため、建築基準法第39条の規定に基づき提案するものでございます。

1、制定内容としまして、災害危険区域の指定。山元町山寺、浅生原、高瀬及び坂元の各一部を災害危険区域に指定すること。2、建築物の建築の禁止または制限。第1種区域としまして、原則として住居の用に供する建築物の建築禁止。第2種区域としまして、住居の用に供する建築物の構造の制限。第3種区域としまして、住居の用に供する建築物の基礎高の制限。

2、施行期日といたしまして、平成23年11月11日を予定しております。

条例内容につきましては、先の中全協協議会の方で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

続きまして、お手元の方に参考といたしまして資料の5を配布してございます。第4回議会臨時議会配布資料1の震災復興推進課ということで、山元町災害危険区域に関する条例の規定に基づく告示案という資料、5枚つづりほどの資料がございます。そちらの1枚目をご覧ください。今回の告示の内容についての案でございます。

1番としまして、条例第3条第2項の規定に基づく構造。こちらはいわゆる第2種と

言っている区域の制限の内容でございます。現在の考えでは、建物の基礎の上端の高さを道路面から1.5メートルとするというような内容の制限を考えてございます。

続きまして2番、条例第3条第3項の規定に基づく高さということで、こちらは第3種区域の制限内容というような中身でございます。基礎の上端の高さを道路面から0.5メートルとするというようなことを告示の内容として考えているところでございます。

続きましてページをお開きください。こちらの方に、先だつての住民説明会等でも配布いたしました第1種区域、2種区域、3種区域の区域境を明示した図書を添付しております。

これらの内容につきましてなんですけれども、国で現在策定しております津波新法に基づく建築基準、これは建築の構造等の考え等もでございます。そちらとの整合及び多重防御施設等の関係機関の協議などに伴います構造変更、それらを踏まえました津波シミュレーションの結果などにより、必要となった場合におきましては告示内容について変更していくというような内容のものでございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、配布資料の2の方をご覧いただきたいと思ひます。こちらが山元町の災害危険区域に係る資料ということで、災害危険区域に係る面積等を算出したものでございます。左側の欄をご覧ください。一番上から山元町域の総面積、それから今回の津波被害によります浸水範囲の面積、それから今回告示の方で今のところ予定しております災害危険の区域の面積というような並びになってございます。おのおの総面積、64.48平方キロメートルに対しまして、浸水の面積が24平方キロメートル、割合にしまして37.2パーセントの浸水面積でございました。

それらのうち今回災害危険区域として告示を予定しているエリアでございしますが、面積にしまして19.44平方キロメートル、町全体との割合といたしまして約30パーセントというような割合になってございます。30パーセントのおのおの内訳でございすけれども、第1種区域、第2種区域、第3種区域、現在の先ほどの図面の線引きの方でいきますと、おのおの第1種区域が14.12平方キロメートル、第2種区域が2.61平方キロメートル、第3種区域が2.71平方キロメートルということで、おのおの1種、2種、3種の割合が30.1パーセントの内数で、21.9パーセント、4パーセント、4.2パーセントというような面積割合となっております。

一番右の欄に、1種区域、2種区域、3種区域の戸数が記載されてございますが、第1種区域の戸数が1,042戸、それから第2種区域の戸数が331戸、第3種区域の戸数が941戸というような内容でございす。このうち第1種区域、第2種区域につきましては、防災集団移転事業が行える区域というような設定を考えてございます。

続きまして、次のページなんですすが、資料3につきましては、対象戸数を各エリアでどのくらいあるのかというものを表にまとめたものでございまして、これらの集計、一番下段になりますけれども、合計の家屋数等が前のページの資料2の方の総計というふうなことで、こちらはバックデータということでつけさせていただいております。

それから、次のページ、資料4でございすけれども、こちらは先立って行われました10月25日、それから10月26日の住民説明会における危険区域、それから条例スケジュールの関係について主だった質疑応答の内容について記載させていただいております。時間の都合上、ちょっとこちらの方は割愛させていただきますので、後ほどご覧いただければというふうに考えております。

それから、災害危険区域に係ります経緯ということで、これまでの流れを簡単に説明させていただきます。

当課の方としましても、8月4日の日に震災復興基本方針を策定いたしまして、町内全戸の方へ概要版の配布をさせていただいております。その中で将来のまちづくりの土地利用計画の素案をお示しいたしております。

続きまして、9月の2日から10日、こちらの方で震災復興基本方針の住民説明会を各地区ごとに開催させていただいております。こちらの中で危険区域の基本的な考え方、防災集団移転事業の考え方について説明をさせていただいてきたところでございます。それから、併せてそのときに建築制限の延長、9月の11日を11月10日までというような延長も、併せてご周知させていただいたところでございました。

さらに、今週25、26日に住民説明会を開催させていただいたところでございますが、なおこれから先ほどまで説明申し上げました告示案、おおむね区域の分についてでございますけれども、そちらを住民に対しての公表期間を設けたいというふうに考えてございます。具体的に申しますと、役場、それから支所、あと仮設住宅等に区域の図書を常備するような形で置いておきますので、自由に住民の皆さんがそちらの方をご覧いただいで、自分の家屋がどういったエリアに含まれるのかといったことを、常時ご覧いただけるというような環境を整備しておきたいというふうに考えてございます。

最後になんですが、今回の条例の意義ということなんですけれども、一定の建築制限をかけるというような目的のほかに、危険区域を設定することによりまして、集団移転事業が可能となるというようなゾーニングのかけ方ができるということ、それとそれをかける、集団移転事業が可能だというようなご説明をさせていただくことによって、被災者の皆様に対して今後の生活再建の手法を早期に示していくというようなことができるというような、重要な目的があるというふうに考えております。そういったわけで早期の条例制定を考えたいというようなことで、この時期の議案の提出ということになりました。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

1番（菊地八朗君）はい、議長。54号災害危険区域の指定に関する条例ということで、まずこの危険区域が山元町の3分の1の面積を占めるということで、1点目お伺いしたいのは、これに関する住民説明会では説明されていませんが、この危険区域の1種のエリアが上下水道の公営水道のエリアになっている。まず、今後の上下水道料、町民負担、その辺はどのような考えになっているか。まず1点。

議長（佐藤晋也君）震災復興推進室長鈴木光晴君、上下水道については荒 勉君お願いします。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。じゃ、済みません。私どもの方でちょっと上下水道の方の料金のことまでは把握しておりませんでしたので、上下水道の所長にお願いしたいと思えます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。上下水道料金につきましては、この区域が1種区域になったとしても料金は変わりは、前と同じような料金体系でございます。

1番（菊地八朗君）はい、議長。まず1種区域になって、今示されているのは高台移転とか、移転も示されてあって、ここに人がいなくなると、この面積がなくなったとする。それで

同じ料金ということはあり得るんですか。運営できるんですか、まずそこです。町負担、それから同じ料金でやっていけるんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。上水、下水、双方とも町全体のエリアとしての経営、料金の設定ということでございますので、今回のこの今ご提案申し上げている災害危険区域の条例設定の1種、2種、3種ですね、これが仮に設定されても特に料金体系に変更を生じるというふうなものではないというふうなことでございます。

1番（菊地八朗君）はい、議長。3分の1のエリアが下水道、上水道、上下水道、特に下水道エリアなんですね。区域なんですよ。ここが同じ料金で、例えば1種区域で移転も促しているときに、同じということできるんですか、本当に。当然変わってくると思うんですよ。負担割合とか、町民に対する負担割合。再度この辺。

町長（齋藤俊夫君）はい。上下水道の料金なり経営につきましては、先ほどお答えしましたようににつきましては町全体の区域として考えてきたわけでございます。今迄でも一部分については必ずしも家屋が連檐しているといえますか、効率的な観点から見ると必ずしも家屋が連檐してないとか、そういう部分があったわけでございますが、それも含めて仮にこの数件の家屋が少し離れたエリアにあっても、それも含めて経営なり維持管理をやってきたということでございますので、仮に今回こういうふうな危険区域の設定をいたしても、何らそこには問題はなく、仮に例えば下水なり上水の復旧ですね、復旧というふうなことを考えた場合に、そこで上下水道を利用される方が少ないというふうなことも想定はされます。それについては、場合によってはそのいわゆる下水道なんかですと、個別の浄化槽ですね、合併浄化槽の活用というふうな、そういうふうなことも考えられますけれども、それはそれで必要な補助の活用でもってこれを利用を推進していきたいというふうに思ってますし、全体の上下水道の料金体系は変わらないというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

1番（菊地八朗君）はい、議長。今の町長の答弁によりますと、今後下水道区域にあっても、合併浄化槽はそれを進めていくというふうに受け取っていいんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。場所によっては、復旧に要する費用対効果というふうなことも勘案した場合には、そういうふうなことも一つの選択肢になるエリアも出てくる可能性は、これは否定できないだろうというふうに思います。

1番（菊地八朗君）はい、議長。今、町長は場所によってはやむを得ないと。そういうことになったら、下水道運営はこれで、下水道所長、運営できると思いますか。そして、水道料金もこの人口減少、今被災した人口、これに被災して同じ料金でやっていけると思えますか。再度お伺いします。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。今後集団移転等、まちづくりが実施してくると。そうした場合に、集団的に移転した場合、そういうふうな部分も含めて、今後下水道料金及び水道料金の検討をしていくような形になると考えております。

1番（菊地八朗君）はい、議長。まず、やはりこの回答を見ると、水道料金もやはり町民負担、割合がふえていくという中、ということを受け止めていいですね。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。ちょっと質問、もう1回詳しくお願いしたいと思います。

議長（佐藤晋也君）もう1回、菊地八朗君。内容。

1番（菊地八朗君）はい。今、所長から町長の答弁では、上下水道エリアに対しても合併浄化槽を進めていきますよと、場所によっては、条件によっては、そういう回答をいただいて、

それでは下水道、本当に携わっている所長として、このエリアが3分の1、そして人口減少を見込まれるときに、本当にこれで下水道料金、そして水道料金の改定なしでやっていけますかという質問です。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。先ほど回答いたしました、今後新しいまちづくりで示されている集団移転等の場合も出てくると思います。そして、下水道につきましては、中浜、磯地区ですか、農集排の区域については費用対効果を考えた場合、合併浄化槽が復旧した場合とか、そういうふうなことも考えられると思いますので、今後上水道、下水道については、新しいまちづくりを見ながら料金体系を検討してまいりたいと考えております。

1番（菊地八朗君）はい、議長。今後、新料金体系を考えるということは、やはり個人負担がふえるということだと思います。

続いて、第2点目に入りますが、この54条、住民説明会、たった2回の説明会において、3分の1の回答からいっぱい出てますけれども、ここの第2条2項に町長は指定した区域を定めるときは、その旨を告示しなければならない。ただし、告示しなければならないであって、議会の議決を経て告示をしなければならないと入れるべきじゃないかと、この項目は。どうでしょうか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。こちらに関しましては、今回の条例制定におきましては、あくまでも構造基準を設けることを決めるというようなことで、具体的な基準、こちらの方が国の方の先ほども申しましたが、建築的な構造基準とか、そういったものもございいます。時間的なもの、構造基準を設けるということを今回の条例ではとどめまして、その告示内容につきましては町長によって告示するというようなことで、進めたいというふうに思っております。以上です。

1番（菊地八朗君）はい、議長。議会は無視と、町長ね。ただし、資料の告示案の、きょういただいた資料の中で、牛橋、花釜、笠野で促進対象戸数についての中で、アンケートの中で、もとの場所に戻りたい、それからその他無回答と回答した人は、どうなるかわからないから戻りたいという意向にとったら、牛橋61パーセント、花釜60パーセント、笠野45パーセントと、被災した地域の方々は6割戻りたいという。このまだ住民説明会、町民に対する、被災住民の本当の趣旨をとって、この条例改定に入るのか。今答弁にあったように、今後町長にしたい。つまり、まだ時期尚早じゃないかと、復興課長もそのように答えたと思うんですが、どのように回答していますか。このアンケートを見て。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。こちらの集計結果につきましては、議員おっしゃられますように、もとの場所に住みたいとおっしゃられている方も牛橋の方では28パーセント、それから花釜の方でも24パーセントというような、小さくはない数字というふうになってございます。ただ、それとまた別の点で見ますと、移転したいというような意向をお持ちの方も35パーセント、40パーセントと、もとの場所に住みたい方プラスアルファ程度の、そういった意向をお持ちの住民の方もいらっしゃいます。そういった移転されたい方ということにつきましては、ある程度国の制度上の補助なりをいただきながら、集団移転を進めていくというようなことが有利策ではないのかというふうなこともございます。それからあと、もとの場所に暮らしたいとおっしゃられている方の中には、既存の建物が大部分が残っているような状態で、新しく新築をしてもとの場所に住まわ

れるという方との比率を考えたときには、既存の住宅を直してという方が多いというように、現場の状況なども勘案した上でそのような話をさせていただいているんですが、そういった傾向も見受けられました。

ということで、基本的には移転を促進する区域というようなことにさせていただいた中で、既存の家屋についての修繕リフォームについては、制限をかけるものではございませんので、そういった中で住んでいただく方には、そのような形でお住みいただくというようなことをご理解いただきたいというようなことは、説明会の方でもいろいろ、2回の説明会の方でご説明申し上げてきたところでございます。

1 番（菊地八朗君）はい、議長。説明会のときに示したのは、移転先の単価とか、そういう単価は示した。じゃ残った、ここの今、どちらでもよいを足すと60パーセント、花釜、牛橋、笠野、この辺は地権者であり、農地で農家だったんだよ。農家の人の意見をもっともっと聞いて、私は特にイチゴ農家、これは職住分離は無理だと。だったら、もっとも多重防衛によって、この面積を小さくして、3分の1じゃないよと。そこで農地をこのように改良します。例えば移転します、農地が単価幾らでしたと、住民説明会の際のこの資料にあっても、農地の単価はして、多分住民説明会でこれくらいの単価になります、そうしたらこの回答が得られますか。どう感じてますか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）先般の住民説明会での関係でございしますが、町といたしましては、できるだけ情報収集をしまして、少しでもタイムリーな形で被災者の皆様に情報をお届けをして、これからの生活再建復興に向けて判断材料にしてもらうべく、取り組んでいるところでございます。ご案内のとおり、まだ国の3次補正予算がこれから始まるというふうな状況で、そういう中で少しでも具体的内容をお示ししたいと、そういうふうな努力をしてきた中でございますので、まだご指摘のようにすべての面で、例えば農地が幾らになるというふうな、そういう段階まではいっておりませんが、できるだけ努力をする中でご説明をしてきていると。これからもそういうことをしながら、最終的な判断材料にしてもらえばありがたいなというふうに思っております。いずれにしましても、確かにご指摘のように、もとの場所という意向をお持ちの方も一定数おられます。特に今、農家の方というふうなお話もございましたけれども、これにつきましても農政局の方の先の意向調査でも、5分なり10分ぐらいであれば許容範囲というふうなお話もちょうだいしておりますので、そういうふうなことも十分踏まえた土地利用計画、あるいは今回お示ししている災害区域の設定の考え方、そういうふうなことでできるだけ安心安全な形での土地利用、生活再建復興というふうなものを目指していきたいというふうな思いでございしますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

1 番（菊地八朗君）はい、議長。あのね、これくらいあったときに、この被災した農家の方というのは定年制もないの。今瓦れきで働くとき、2年間、あとは何しろというの。この面積なくなったら。もっとも住民に理解を得るためには、この単価はこうします、多重防衛によって、仙台市でもきのうの新聞でも報道あったよ、やはり危険区域のエリアを検討して見直して、1回2回の住民説明でこのエリアを設定するというのは、そしてこの条例をしたらこうなりますよと。もっと見直しますという回答は得られませんか。町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今回のこの大災害の後の復旧復興に向けた7か月余りのこの歩みを、先ほど担当課長の方からご説明申し上げたところでございしますが、被災した皆さん、命

からがら避難された、そしてまた600名を数える大変な大きな犠牲が出たという中で、将来に向けた安全安心の部分と、その確保の部分と、当面の生活再建、これをどういうふうにするかというふうなことだろうというふうに思いますけれども、私どもとしては、やはり町民の皆さんが望んでいる一日も早い生活の再建、復興の実現と、これにやはり着目しなくちゃいけないのかなと。ご案内のように、やはり一定の期間内にこの復興計画に土地利用なり復興の事業を盛り込まなければ、町民の皆様の一日も早い、あるいは町の復興の実現に資することができないという、そういう限られた時間の中で少しでも理解を求める努力、手立てを、これまでも順を追って対応をしてきたところでございます。

その対応の仕方がですね、必ずしも十分かというふうに言われれば、そういう部分でないこともおありかというふうに思いますけれども、前段申し上げましたような一定の制約された時間の中で、いち早くこの復興計画をまとめて事業着手にこぎ着けなければ、その後の復興にすべて影響してくるという状況でございますので、個々の皆さんの意見を、これは大事にしなくちゃいけないというふうに思っておりますけれども、また一方で多くの被災者、町全体の復興というふうなこともぜひご勘案をいただく中で、ご理解を賜ればありがたいというふうに思っております。

1 番（菊地八朗君）はい、議長。いや、この条例も必要だということは十分認識して、今もっとも住民に対する説明、被災住民、その説明があつて、このエリア設定、これが本当にいいのか。もっと今、必要ですよ、この条例。必要なのは理解するが、このエリアと今後の町の運営、山元町の基幹産業は農業です、その農業の中でも占めた割合、この地域、そして戻りたい、この住民、物と人、そして今後の生活を考えたら、再度もっともつとやっぱり住民、被災住民に説明をして、その後に制定、こういうふうに変えます、このようになります、だったらこういう施策がありますと、それをやってからで十分と思います。

町 長（齋藤俊夫君）今回のこの条例設定のお願いは、あくまでも無秩序な建築を防止して、土地利用構想を実現すると、あるいは災害危険区域を明示することによって、移転事業者の対象を明らかにして、被災者の早期の生活再建なんだというふうなこと。これはおわかりいただけるということでございますが、農地について利用を規制しようというものではないわけございまして、集団移転等によって農家の方が住まいを少し別な場所に移転していただくというケースが出てきますけれども、ご案内のとおり、その集団移転に予定されている場所とそれぞれ皆さんが持つておられる農地の位置関係、時間関係、これにつきましては先ほども申しましたように、おおむね5分あるいは遠くても車で10分では移動できる距離内で、より安全な形で土地利用をしていただけるというふうなことでございますので、その辺もぜひご理解を賜ればなど。すべて1種区域の中の農地あるいは2種区域内の農地を利用ができないということでございませぬので、あくまでも居住の用に供する部分についてのより安全安心な形を確保したいということでございませぬので、よろしくお願ひいたします。

1 番（菊地八朗君）はい、議長。町長、これね、この間の集団移転にしても、農家のこの面積の人が集団移転をするにしても、この示された単価、例えば雁田で1万4,000円、じゃあ、あの被災した農地は幾らと見るんですか、これ。2,500万ないと移転できないんですよ。本当にこの被災者がこの単価で移る、馬力というか力を持っているかと。家賃としても3万からでしょう。あの単価を見たときに、もう一度やっぱりこれでもこ

うなるんだよと、住民のやはり理解を得るべきだ。それからだと。その回答をやっぱり復興課長、そういう住民の意向調査がこれで満足だと思いませんか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。先だって説明会でも示させていただきました単価でございますが、あくまでもモデルケースでの試算というような中身での説明をさせていただいております。まず、それでもとの宅地の売却単価は、あくまでも宅地部分ということでございまして、モデルケースでは一応その平均の50パーセントというような試算で出させていただきましたが、これにつきましてもまだ確定したものではありません。

それから、居住を予定する、要は集団移転なりで高台の方に移転する、行った先の単価につきましては、あくまでも現在の地価公示価格、その平均値を参考としてお示ししているものでございます。要は、先ほども申しましたが、これから被災者の方々が生活を支援して、復興支援していく上で、どのような経済的な負担とかが出てくるのか。あとはそれに対してどういった支援ができるのかと。そういったこともこれからの課題というふうにとらえておりますので、なおこういった事業を進める上では、先ほども申しましたとおり、各地域において具体的に何度か説明会を開催するなり、住民の意向を聞く場を設けて、より事業をスムーズに進めていけるように考えていきたいというふうには思っておりますので、ご理解の方よろしくお願ひしたいと思います。

1番（菊地八朗君）はい、議長。どうもね、今後また住民ともっともっと協議をしてからやっていくということで、やはり私はこの条例はもっともっと必要な条例ですけれども、まだ時期尚早ということで、私の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

5番（岩佐 豊君）はい、議長。条例の第3条をちょっと見ていただきたいんですが、町長が災害防止上、支障がないと認めて許可したものについてはこの限りでないと。具体的にはどういふことでしょうか。第3条。今、提案されている54号の中身ですけれども。（「休憩」の声あり）

議長（佐藤晋也君）それでは休憩をします。再開は11時10分にします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。済みません、貴重なお時間いただきまして申しわけありませんでした。

先ほどの岩佐議員の第3条のただし書きの項目なんでございますけれども、町長が災害防止上、支障がないと認めて許可したものという内容でございますが、例えばなんですが、RCのコンクリートづくりなどの強度的にも十分な耐力を持った、例えば5階建てとか、そういった避難ビルのようなものを例えば建築するというようなことになった場合に、それについては特例として認めるというようなことで、ただし書きの条文に入れさせていただいたということでございます。

5番（岩佐 豊君）はい、議長。そうしますと、これまで示されている第1種の線引きですけれども、例えば基準的にはシミュレーションした結果で、3メートル以上の被害があると

想定される箇所というふうに説明されてますけれども、例えばこれは25、26日の説明会でも町民の方からもご指摘あったと思いますが、花釜、これですと常磐線のところから並んで上がってくるのは高瀬川のところから上がるわけですが、例えば赤線のちょっと下端、要するに南端ですね、この辺もほとんど第2種とほとんど津波の高さは変わってないんです。これをどうしてこのように線引きをされたのか。何を根拠にこういうことをされたのか、伺います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。こちらのエリアにつきましては、要は高瀬川排水路が一つの線引きをする上での地形地物の対象というようなことで、引いているところがあります。と申しますのは、津波の際にご承知のように河川ですとか水路、そちらの方は海の方からさかのぼってきまして、水位が上がってくるというようなことも実証されたところなんです。今回この赤のラインで引いたのは、二線堤の効果となる県道相馬亘理線のルート、その高瀬川排水路の西側に沿って配置することによって、その高瀬川排水路から逆流してきますその水を抑えるというような効果、目的もねらった上でのルート決定というようなことをさせていただいています。ということで、この赤のラインというのが、その水路に沿った形になっているというようなことでございます。以上です。

5番（岩佐 豊君）はい、議長。説明はわかりました。それで、先ほど菊地議員からもいろいろ質問ありましたけれども、要するにこの被害、災害危険区域ですね、30パーセント。これ山元町の全体のパーセンテージですよ。山元町には山もありますよね。実際にそこには、建物建てたり何かしたりできない箇所があると思います。そうしますと、限りなく50パーセントとか60パーセントという部分までの、その有効面積からするとそういうふうになることも、実際はなると思います。そうした場合に、今後のまちづくりにおいて本当にこの線引きがまちづくりにとって支障がないのかどうか、町長、伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。土地利用の関係でございしますが、今回の被災の状況をちょっと振り返ってみますと、津波が浸水したエリアというのは町の面積の約4割弱ですね。今ご指摘の人が住める、土地利用が一定程度図られる可住地面積ですと、約6割のエリアに津波が浸水してきたというふうな状況でございします。これを確かにこのまま30パーセントという危険区域の設定という、単純にいくとそうなるのでございしますが、一方におきまして早くこういう区域設定をすることによって、先ほど来からお話ししている町内での移転ですね、集団移転を初めとした新しい土地利用、今まで例えば里山であったところなども住宅団地としての整備というふうなこともございしますので、必ずしも今の状況からの、危険区域の割合の30パーセントが固定するというふうなことでない部分もあるわけでございます。

いずれにしても、一定の制限なり土地利用の誘導はさせていただくわけでございますけれども、あくまでも居住に的を絞った土地利用でございしますので、これからいろいろ多重防御を中心とした防災体制を整える中で、今までよりも、特に農業とか産業面での土地利用というものは十分考えられるわけでございますし、これまでの住民説明会あるいは全員協議会でもお話ししてきましたとおり、まずは今の危険の状況がこれからの多重防御の機能を発揮する防潮堤なり県道のかさ上げなり、そういうものが整備されますと、またやはり新たな視点での土地利用なり危険区域のありようというものが、やはり再考していくタイミングというのが当然出てくるんだろうというふうに思いますの

で、その辺も勘案いただきながら、この危険区域のありようというものをご理解いただければありがたいというふうに思っているところでございます。

5番（岩佐 豊君）はい、議長。この前、事前に説明あったときでも大体そういうことは理解しているつもりですが、ただ25日、26日の説明会において、やはり町民の方々から余りにも性急過ぎると。こんな大事な自分たちの生活圏を決めてもらうことに、こんなに急いでいいのかというような声があります。それで、私は町長は常々「チーム山元」を標しておりますよね。すばらしい言葉だと思います。ただ、その言葉と、このように急ぐことが本当に整合性がとれるのかどうか、非常に心配です。やはり私は、町民のこういう声に真摯に耳を傾け、じっくりとした取り組みをやるのが、私は必要なのではないかなと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。この取り組みのスピードあるいはその時間のかけようという問題でございますが、繰り返しになって恐縮でございますけれども、やはり町全体としての復旧復興を、どうしても一定の時間で計画を練り上げなくちゃいけないという、そういう大きな制約があるわけでございますね。ご指摘のように、本当にお一人お一人の立場が違うわけでございますので、その皆さんのご意見、問題というものを我々としても真摯に耳を傾けなくちゃいけないという、岩佐議員のご指摘はごもっともでございます。そういうことを大事にしながらも、やはり町全体としてのよりよい方向性を、我々としてはやはり模索していかなくちゃいけないだろうというふうに思うわけでございますので、先ほど申し上げましたように、この規制が今後絶対不変なんだということではなくて、今の仮堤防なり、ちょっとした大きな地震なり津波が来たときに、予断を許さない状況下に今置かれているわけでございますので、そういう状況下の中で、まずは必要な体制、まちづくりをしていかなくちゃいけないという中で当面の区域の設定、土地利用の誘導ということでございますし、あるいはできるだけ町なり町民個人としても被災者の方も少しでも負担の少ない形で、例えば防災集団移転などの活用を利用して、より安全安心な形を確保したいと。そういう個人の個々のもとの場所でのという思いと、そのほか防災集団移転を早く活用してと、その辺の調和をどういうふうにとるべきなのかというふうな視点で考えたときには、やはりこういうふうな形での土地利用をしていきませんと、なかなかこれからの復興計画が、事業が円滑に進みませんので、そういうことでのこの区域の設定でございますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

5番（岩佐 豊君）はい、議長。丁寧なご説明ありがとうございます。

今、町長がお話しされたように、県道なり堤防なり今後変わったときということ言ってますが、例えば堤防、これ5年とか7年とか多分かかるんだらうと思いますよ。その間にこういう線引きをずっとしておいたら、やはりそこで被災した皆さんというのは、やはりもう希望よりもあきらめが生まれて、この町を本当に見限ってしまいますよ。私はそこが一番心配なんです。ですから、線引きをなるだけ下にして、そういう町民の声に本当に真摯にこたえていただきたい。

例えば、個人個人といいますけれども、2割ぐらいの方々が被災したところでもやっていきたいという、やはり昔から住みなれたところにもう一度住みたいという、こういう声に本当に町としてこたえるべきだと私は思いますし、ましてや千年に一度の今回の大津波で、たった一度の大津波ですよ、それによって全部そういった制約をつけてしまうということは、やはり、例えば1種の区域を多くすればするほど土地の評価は下がり

ますから、簡単に言えば、やはりその個人の財産の目減りということも出てくるわけですが、そういうことにつながりますし、やはり線引きはなるべく下に抑えてもらって、今後まちづくりがスムーズに進むように、そういうことに私は配慮していただきたいと思います。

町長が考えている集団移転というのもすごくわかるんですが、これ本当に磯、中浜の人たちに本当に確認したわけでないですけれども、おおむね聞いているところでは、集団移転をおおむねオーケーだと。ただ、笠野区とか花釜区においては、まず難しいと思います。そういうことも踏まえて線引きをなるべく上げないで、できればそのまま南下していただきたいなというような思いを持っております。まず簡単にだけお答えをお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の区域設定というのは、今回の津波シミュレーションをベースにした区域としては最大の区域というふうにとらえてもらっても結構だと思いますので、先ほど申しましたように、今後の安全対策が施される中で、あるいはいろいろ国の方の津波防災に関する新しい法律の制定等々いろいろあるもんですから、その辺を勘案しながら、なるべくその実態に即した土地利用なり区域のあり方というものを、今後勘案してまいりたいというふうに思っているところでございます。

10番（佐山富崇君）はい、10番。私は震災以来、折に触れ、あるいは何度もと申しますか、まづもって罹災した人の意見をまず第一に聞いてほしいということをお願いしてきました。本当に口が酸っぱくなるほど言ってきたつもりであります。その中で、町長は町全体というお話、先ほども岩佐議員の質疑には町全体というお話があった。もちろん町全体の配慮なり考え方も十分大事だとは思いますが、この条例案をお示しいただいたのが我々も含めて3日前であります。余りにも拙速ではないのか。少なくとも1週間、10日前に私どもの全員協議会等にお示しをいただいて、検討してくれというような形で出されたなら、あるいは住民の皆さんにももっと説明会を丁寧にこなされたなら、理解されるのではないかという気がするんですけれども、今回のように3日目で議決しろということをおっしゃられてもなかなか厳しいものがある、私はそう思っております。町長のお考えをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かにこの物事の運びとして、時間的な余裕、丁寧な説明対応というふうな点からしますと、先ほども同僚議員にお答えしたように、ご指摘の部分は確かにあるわけでございますけれども、一方においてどうしても一定の期間内にこの全体を、復興計画全体を仕上げなければならないという大きな制約条件がございます。佐山議員からは、かねて町は遅いというふうなお話もちょうだいしておりましたところでございますし、すべてが早ければいいという問題ではないというふうに思いますけれども、やはり時間をかけて丁寧というふうなことも必要かと思っておりますけれども、繰り返して恐縮でございますけれども、我々としては一つ一つの作業を積み重ねて、その都度、例えば土地利用の構想案というふうなことで、最初はラフな姿といいますか、図面といいますか、考え方といいますか、そういうものをお示しして、今後1か月単位でより詳しい内容をお示しをしたい。特にこの危険区域については、津波シミュレーションというものが今後国なり県の方でシミュレーションが結果が出てくるので、そういうものを活用しながら次のステップを踏んでまいりたいというふうなことで、例えば9月2日から10日までの住民説明会の中では、その段階では条例というふうな形は直接的にお話し

してませんけれども、そういう土地利用を1種から3種まで考えていると、今後お示しをしたいというふうなことで順を追ってやってきたわけでございます。その中には先ほど言ったシミュレーションにかかる時間というふうなものもございまして、なかなか一定の平時のような、余裕のある期間でもって物事を進め得ないような環境下に置かれておるのも事実でございますが、その辺はそういう大きな流れの中で一定の期間までに、全体のこの計画を仕上げなくちゃならない、そういうジレンマに置かれておりますので、よろしくご理解いただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

10番（佐山富崇君）はい。ですから、申し上げた。確かに町は遅いということは申し上げてきました。しかし、町長、一つ一つ提案するまでの時間が遅いと申し上げたんです。私ども議会なり町民に対しては、示したらすぐに議決しろと。すぐに町民、理解しろと、こういうことですよ。そうじゃなく、私の言っているのは、町長部局としての作業を急いでもらって、私ども議会なり町民には理解していただく時間を与えてほしいと、そういう意味で今回は余りにも拙速だということを申し上げたいんです。もう一度お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。条例を設定するまでには一定の準備行為ですね、作業があるわけでございます。先ほど来から申し上げているとおり、復興計画のこの震災復興の基本方針、まずこういうものをつくらなくちゃならない。あるいは次のステップで土地利用の構想というものをつくらなくちゃならない。あるいは一定の防御体制を整えた中でのシミュレーションをしたら、どこまでの土地利用が図れるのかと。すべて町で決められることばかりでないわけでございますね。例えば一線堤になる、防潮堤の高さにつきましても決まった時期というのは9月でございますね。ですから、あるいは県道の盛り土構造の3メートルから4メートルというあたりの、そういう様相がなかなか我々が期待しているスピードで決まってこない。そういうものが一定のものが決まった段階でのシミュレーションということになりますと、先ほど申しましたように、なかなか平時のような余裕を持つてというふうな間合いといいますか、時間的な関係をつくれなくて申しわけない部分もあるんでございますが、一方では常磐線の西側ですね、花釜、牛橋区域の皆様には、いち早く建築制限ということで大分家屋の修理なり改築なりというのをお待たせしてきているというふうな状況などもございまして、総合的に勘案しますと、どうしてもこういうふうな日程にならざるを得ないということでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

10番（佐山富崇君）はい。何か言いわけにしか私には聞こえないんですよね。大変申しわけないんですが。ですから、これの判断できる時期はいつだったんですか、まずもって。この条例を出そうと判断できる時期はいつだったんですか。9月の。それから、これを私どもにお示しになるまでの時間、何日あったんですか。それをお伺いしましょう。

町長（齋藤俊夫君）はい。条例化に向けた直近の動きをご紹介いたしますと、まず議会に条例として出すからには、町の法令審査会ですね、これをクリアしなくちゃならないというふうなことで、今月の17日に法令審査会に付議をしているということでございまして、その後、今月の25日に議会の全員協議会におきまして、条例の内容についてご説明をさせていただいたということでございますし、そしてまた25、26日と住民説明会、そして本日を迎えているという状況下でございますが、先ほど申し上げましたように、決してその前の17日までのシミュレーション、結果が出るまでの作業というものがございまして、言いわけというのじゃなく、私、事実を経緯を淡々とお話しをさせていただ

いているというふうな状況でございますので、そういうふうな作業時間も踏まえて法令審査会なり説明会なり、きょうの臨時会というふうなこと。あるいはこの後の今お願いしている建築の制限期間が、これが10日で切れるというふうなものもございますし、あるいは大体そういうふうな前後関係を見据えながら、こういう日程を運ばせていただいているというふうなことでございます。

10番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、法令審査会からでも結構日数あったんじゃないですか。25日、私らにお示しいただいた。条例としてね、条例案として。それから、きょうで3日目、3日間、それを法令審査会の審査よりも短い期間ですよ。これを私どもなり町民にもっと時間を与えて、よく理解していただくような手続なり手順を踏んでほしかったということを申し上げたい。答えは要りません。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。

12番（後藤正幸君）はい。町長に伺います。この条例を見ますと、第1種、第2種、第3種区域の線引きは、町長がなさるといことで議会ではかわりないよううたっています。ですが、住民説明会に私も出席させていただいたんですが、そこで説明なさっているのは町長の線引きまで含めて説明なさっているの、町民は少なからず議員がこの線引きにかかわりあるんじゃないかというように思っております。そういった観点からお伺いしますが、防波堤を初め緑地帯、県道、JR等々、多重防御施設が完備なされた場合、速やかにシミュレーションを行って、随時この線引きを見直しする考えはあるのかどうか、町長の考え方をお聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい。線引きの見直しということでございますが、これにつきましてはあくまでも現段階での状況を踏まえると、やはりこういうふうな形での一定の建築の基準をお示しをさせていただく必要があるというふうに思いますけれども、先ほど来から申し上げましており、これから復旧復興が軌道に乗る中で、多重防御機能を担う防潮堤なり防災緑地なり県道のかさ上げなり、それらを中心としたものが随時一定の期間で完成をみるというふうなことでございますし、あるいは国の方でも進めておりますこの津波新法に基づくところの建築基準なり、あるいは構造等の性能も図っていかなくちゃならないというふうなこともございますので、そういうもろもろの状況が進展する中で再度そういうものを踏まえた津波シミュレーションをしながら、どういうふうな区域の見直しをすべきなのか。これはそういう機会を逃すことなく、やはりタイムリーに見直しをしていきたいと、あるいはしていかなくちゃならないというふうに考えております。

12番（後藤正幸君）はい。随時変更する考え方があるということですので、この条例そのものの中にそれを明記する考えはありませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。条例の中にその辺を盛り込むというのは、ちょっといろいろ勉強している中ではなじまないのかなというふうな考えでございました。

12番（後藤正幸君）はい。そういったことを条例に明示するというのがなじまないということであれば、線引きまで議会に提案するとか何かという考えはあるかどうかですね。あくまでこの条例が通れば、そのまま町長さんの考えだけで住民にこの線引きを徹底していくというようになりますが、あくまでその方針なのかどうかを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の条例につきましては、あくまでも区域の考え方というふうなことにとどめさせていただければというふうなことで、より具体的な部分については今後の対応というふうなことで、ご理解をいただければというふうに思います。

12番（後藤正幸君）はい。そうおっしゃいますと、これは要するに言葉をかえますと、11月10日で法律が切れるので、その法律にかわるものを条例で今提案なさっているんですが、法律とこの条例で違うところを申し上げますと、きめ細かに1種、2種、3種と分けて条例はつくられているだけで、内容そのものは法律の今規制されていますそれとほとんど変わらないんですが、その辺を踏まえてこれを具体化するとき、線引きを含めて具体化するとき、もう一度議会と相談する機会は設けようと思っておりますか。設けないでどんどん進めようと思っておりますか。お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどの私の説明が舌足らずな部分がありましたので、今のご質問も含めて、ちょっと担当課長の方から補足を、説明をさせていただきたいというふうに思います。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。先ほどのご提案でございますけれども、今回の10月28日の条例制定につきましては、あくまでも構造基準を設けることを決めるというものにとどまっております。具体的な、要は1種、2種、3種というような区域のいずれかに指定されるということ、区域を3種類に分けるというようなことを今回の条例では決めるということになっておまして、先ほどお示ししました2種であれば1.5メートル、3種であれば50センチというような基準につきましては、告示の方でということをお示ししたところでございますが、それにつきましては先ほどから申しまわっているとおり、国での津波新法等の構造制限とかの、後から出てくるそういった基準とかのつり合わせとかもございまして、ちょっと今回の条例のタイミングとしましてはそこまで盛り込めないというのが実情でございます。ということで、条例制定と別にそういった構造の中身につきましては、構造の制限につきましては告示の方で対応させていただきたいというようなことで、分けて考えているというようなことでございます。

それから、議会の方にその告示の内容というようなことでお話しする機会があるかというようなことかと思うんですが、今回もそういった意味で告示の内容を、きちっと最終的な案で固まったわけではございませんが、今回その告示の内容としてはこのような内容におおむねなるだろうというようなものを、きょうの資料の方でお示しさせていただいたところでございます。ですので、そのほかの先ほど来言っています施設の変更があったりですとか、シミュレーションの結果によって浸水区域が変更したりですとか、そういったことが出てきた際には、議会の方にそちらの方の案をお示しした上で、告示の方の内容を変更していくというようなことは考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。

2番（青田和夫君）はい。今いろいろ議論されておりますけれども、安全安心の観点から第1種、第2種、第3種は、私個人的には必要なのかなと思っております。そこで建築制限を設けて、災害集団移転した場合の個人のメニューはどうなっているのか、まず1点お伺いします。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい、議長。個人のメニューでございますが、こちらの先だつての住民説明会の方でご説明させていただいた内容と重複してくる部分がございます。災害危険区域に入りますと、その中で今度は第1種区域、第2種区域につきましては、防災集団移転事業の対象になるというような権利が得られるというようなイメージでござ

います。移転を希望される方につきましては、移転促進区域というものを設けまして、そちらの方につきましては集団移転なり、それは町で造成する土地に対しての集団移転、それから個人で宅地を求められる場合については、そちらに対する移転に対して国からの補助が受けられるというような中身になっております。移転の、集団移転に対するその補助の制度の中身でございますけれども、もともとお住まいの被災地の土地の従前土地の買い取り、それから引っ越し制度に対する補助といったものが大きくございます。それから、町の方で造成するような土地に移る場合につきましては、そちらの方の土地につきまして近辺土地の住宅単価と同等の価格でもって、被災者の方にはご購入いただくというような内容になります。あと、ちょっと申し遅れましたが、その住宅購入とかにかかります利子につきましては、減免されるといいますか、利子補給についてもございますので、そういった通常の家屋を建てる場合よりは優遇措置が受けられるというような中身になってございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

2番（青田和夫君）はい。今、課長の方から説明ありましたが、その中身に関してはおおむねわかっているんですよ。わかって聞いてるんですよ。で、私の聞きたいのは、要するに集団移転、町の集団移転とか、権利が出るとか、そういうことはわかりますけれども、一番はその被災された方々の手出し分、簡単に数字を言われましたけれども、その手出し分ができる人とできない人がいるんですよ。そこの辺を明確にメニューで盛り込んだのかということを知っているんであって、そこの辺をお伺いします。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。確かに個人のいろいろ所得とかいろいろございますので、いろいろなケースの方がいらっしゃると思います。ただ、今現在の段階といたしましては、明確にそういった金銭的な所得等に対する補助制度とかというものは決まってないというのが実情でございます。

2番（青田和夫君）はい。そうすると、建築基準法から追っていきますと、例えば今被災された土地がありますよね。土地が公的に値落ちした、値段落ちました、個人財産に関しては町はどのように考えているのか、まず町長、そこをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。防災集団移転の事業の中で考えた場合、これはまだ残念ながら国の方での土地の買収単価なりというものを、基本的な考えがまだ示されていない段階でございます。間もなく来月中には示されるような動きもございますので、そういう情報を早くキャッチして、早く具体的なモデルケースをお示しをして、被災者の方々の判断材料を提供していきたいというふうに思っているところでございます。

2番（青田和夫君）はい。まだ3次補正が決まってないというふうに私は理解したんですけども、3次補正の中身に関しては余り期待できないと、私はそういう情報を得ております。ですから、そこの辺を町の方ではきちんと対応していただきたい。要するに、資力でできる人、できない人の問題がはっきり出ますので、そのできない人の部分の町の行政側の補てんはきちんとやっていただかなければ、集団移転もなかなか大変だろうなど、そのように思っています。それをちょっとお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の被災者の対応、支援ということについては、基本的には防災集団移転の制度の活用というふうなことになりますし、あるいは必ずしも土地を購入あるいは住宅を建築するというふうな状況にない方もいらっしゃいますので、一定の期間、災害公営住宅、町営住宅を用意する中で、そういうものを活用しながらというふうなことで、対応していただければというふうに思っております。これまでの住民説明会の中

でも、町内での移転の場合に何らかの支援策をというふうな要望もございしますので、どういう形でそれが実現可能なのかどうか、これは少し時間をちょうだいする中で精査をさせていただければなというふうに思っております。

2番（青田和夫君）はい。今、町長の方から支援の話が出ましたけれども、私はその支援のことを一番聞いたかったのであって、弱者の人たち、要するに集団移転にもなかなか応じられないような人が出てきたときに、どうしても今まで住んでいたところに住みたいと。それも中身はよくわかります。ですから、その支援という形のやつをきちんと町長がやると言っていたら、私はこれで質問を終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい。被災者の皆様の実情、実態を今後いろいろ把握しながら、町としてどこまでご支援が可能なのか、この辺り十分検討してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。私は、被災者の立場といたしますか、被災者から聞かれて、答えられるようにするために質問します。

この条例案は決まれば、この区域割というのは最終決定というふうになるわけですか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。一旦決まればですね、11月の告示ということで、決まれば一旦はその区域で確定させていただくこととなります。あとは先ほど申しましたとおり、多重防御が完成した暁ですとか、シミュレーションの結果によって区域の変更なりを見直すというようなこととなります。

8番（遠藤龍之君）はい。そういうことで今住民の皆さん、とりわけ被災者の皆さん、関係者はきょうのこの決定に大きな関心を持っているのだと思います。そして、そういうところから見ると、やはりこれ一発でこれが通ればこうなんだということになれば、その判断はかなり難しくなるのかなと私自身は受け止めました。そして、先ほど来、今回のこの条例については、構造基準を設けるという内容、それが目的ということ再三とか言われたわけでありますが、しかしながら、これが決まれば構造建築物といたしますか、この線引きで対応するというお話です。そうすると、告示をするという中身は、結局この内容が告示の中身ということになるんですね。1.5メートルと0.5メートルと。それにあわせて、この種別についてですか。なかなか厳しいですね。全く、いろいろもろもろお話ありました。問題点も指摘という話を受けて、告知するまでといたしますか、やはりここでもう少し微調整なり、もろもろの住民説明会、2日間聞きました。議会とお話聞きました。それを受けて、さらに検討する余地はないのか、お伺いします。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。今回の災害危険区域の設定につきましては、住民それから住居等の安全を守るというような観点がまず第一の趣旨でございます。ですので、今回既往津波の浸水深と、並びに津波シミュレーションを基本としまして、その区域をかせさせていただいているところなんですけれども、それが何がしかの意向によって、その浸水深とかそういったものが変わるわけではございませんので、基本的なラインとしては、今回お示しさせていただいたラインで可決させていただきたいというふうに考えてございます。なお、シミュレーションとか浸水深につきましては、ある程度その深さを50メートルですとか、メッシュで拾い方をしている部分がございます。ですので、ラインのちょうどライン上になるのか、そこの中に入るのか、外に入るのかといったところは、ちょっとシビアな部分もございまして、その部分につきましては職員の方が現地の方を歩いて回りまして、現在の家屋の被害状況ですとか、実際の浸水深がどこまで上

がったのかですとか、そういったことを実際に1軒1軒見ながら、ラインの方は設定させてもらうというようなことでやっております。

ということで、ご理解の方をお願いしたいというふうに思います。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。それではこの最終決定といいますか、この条例案をこの形にするまで、いつごろから、先ほども出ましたが、どの程度の検討あるいはどういった体制で検討されてきたのか、お伺いします。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。こちらにつきましては、庁内で組織します震災対策の本部会議等で7月の段階で、要は花釜、牛橋地区の建築制限をかけた時期がありましたけれども、その前段から実は国の方の①調査と言っています、被災状況の現況調査というものが入っておりました。それにつきましては、結局家屋の被害状況ですとか、全壊流出の被害家屋数、それから浸水深がどのエリアでどの程度あったというようなことは、これまでの復興会議ですとか、説明会の中でも浸水深とかの絵柄でもってお示しさせていただいたところがございます。それに加えて、今回シミュレーションとかというものも8月、9月あたりからあわせて、要は基本方針の策定が終わった段階、土地のゾーニングの基本方針が出た段階で、あわせて並行してやっておったというような状況でございます。

それらの既存資料といいますか、作成した資料をあわせまして、庁内の本部会議ですとかに諮った上で、作業の方を進めてきたというようなことでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。どのような体制といいますか、庁内でどういった方々のメンバー、どういったメンバーで対応されてきたのかといったこともあわせて聞きたかったわけですが、といいますのは、先ほど来シミュレーション、シミュレーションという言葉がいっぱい出てくるわけですが、あわせて現実問題等々、あるいはということでの対応も必要ではないかというようなことから確認しているわけですが、確かにそのシミュレーション100パーセント、当然信用しなくちゃならない内容のものであろうとは思いますが、こうした現実に被災者の方々が目の前にいるときに、やはりそうした方々の思いもプラスして、検討対応すべきでないのかと。そのためには、そういった機会も得ながら、あるいは庁内、この役場内の体制も地元のことを詳しく知っている方々等々含めた方々のご意見もいただきながら、最終的に結論を出すべきではないかという観点から、その体制について聞いたわけですが、私はこの辺は非常に不十分ではなかったのかというふうには、この間の経緯を見てみますと受け止めております。そうしたことから考えますと、まだこの考える、検討する余地は残されているのかなと思って質問しているわけですが、その辺について。

町長（齋藤俊夫君）はい。このお手元に危険区域の種別と影響の資料、配布させていただいているわけですが、この図面をここまで整理する過程では、大きな図面に被災家屋がどういうふうな形で分布しているのか。あるいはその方々がどういう今後の意向を持っておられるのか、それらをきちんと図面の方にプロットしまして、そういうものをいろいろと勘案して、少しでも多重防御を施すことによって、1種区域から2種区域、2種から3種に設定ができないものかというものを、私も会議の中で検討を進めてきたところがございますし、特に先ほど来からご指摘いただいておりますこの高瀬川排水路に沿ったこの一帯につきましては、特にそういうことが言える部分もございましたので、

例えば先ほど担当課長が説明した排水路の西側に今回、高盛り土の県道を設置して、多重防御機能を担うというだけじゃなくて、仮に現道にも同じような形で盛り土構造の道路を設定した場合、この辺何とか救済できないのかというふうなこともいろいろと検討を重ねてきたところでございます。これにつきましては、先ほど担当課長の方からこの高瀬川排水路を津波が遡上するという問題、あるいは大きな津波の高さですと、仮に排水路の内側あるいは現道、両方に高盛り土の道路を設定しても、大きな波がそこをどうしても超えてしまうというふうなこともございまして、そんなことで最終的にはこういうふうな形にせざるを得ないというふうな判断のもとで、ご提案をさせていただいているというふうな状況でございますので、町としてもいろいろ吟味した中で、この区域の設定種別というふうなことでございます。

8番(遠藤龍之君)はい。いろいろ努力されているということは若干伝わってはくるわけですが、しかし、最終決定この形にするにはまだ議論の余地があると。先ほど来、まだまだ住民からの意見、要望等々が出てくるのが予想される中では、まだまだ不十分な内容になっているのではないかとこのことを指摘しながら、最後に先ほど来出ております見直し規定といいますか、条例に盛り込むことはできないのかという件につきましてなんですが、この条例案に示されております第6条ですね、この条例の施行について必要な事項は町長が定めるとなっているわけですが、これらの内容は今後詳細な形であらわれてくるかと思いますが、こうしたことを予定しているわけですから、最初から条例に盛り込んでも私は問題はないのかなと。先ほどなじまないという表現をなされたわけですが、やはりこの条例が町にとっては最高の規定というか、法定というか、法律といいますか、ということから考えますと、今被災者の皆さんが、あるいはこれらの1種、2種の被災者の皆さんが、うんと不安、懸念に思っているのは、あるいは町全体として不安、懸念に思っているのは、将来の山元町がどうなるのかと、あるいは自分の生活がどうなるのかということが非常に今もまだ不安で、もちろん不安でもろもろこれまでいろいろな支援制度等々受けてきているわけですが、それでもなおこの土地利用、この件に関しては大変不安、懸念を持っています。そうした人たちの不安、懸念を少しでも和らげる、そしてその方々たちに将来の希望を持たせるという意味で、私はここに明確に示しても何ら不適切な、あるいはなじまないというようなことにはならず、かえって希望を、若干の希望、光を与えるものになるのではないかとこのように考えるわけですが、改めてお伺いをいたします。

議長(佐藤晋也君) 暫時休憩します。

午後0時08分 休憩

午後0時10分 再開

議長(佐藤晋也君) ちょっと時間を要するというので、ここで休憩したいと思います。再開は1時30分。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 再開

議長(佐藤晋也君) 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（佐藤晋也君）遠藤議員の質問に、町長齋藤俊夫君。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどの遠藤議員から、この条例の見直しについて明文化のご提案があったわけですが、先ほど来からいろいろ各議員の方からも今回の条例化に向けた町の対応、あるいはそれについてのさまざまなご意見をちょうだいしました中で、条例の見直しの条文を盛り込む形で再提案する用意がございますので、一旦この条例案を撤回をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（佐藤晋也君）この際、暫時休憩をします。

午後 1 時 3 2 分 休 憩

午後 2 時 0 0 分 再 開

議 長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（佐藤晋也君）休憩中に町長より議案の撤回及び追加議案 1 件が送付されましたので、その写しを配布しております。町長から提出された議案第 5 4 号について、撤回の申し出があります。議案第 5 4 号山元町災害危険区域に関する条例の撤回を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

議 長（佐藤晋也君）追加日程第 1 . 議案第 5 4 号山元町災害危険区域に関する条例の撤回を議題とします。

町長から山元町災害危険区域に関する条例の撤回の理由を求めます。

町 長（齋藤俊夫君）はい。議案第 5 4 号の山元町災害危険区域に関する条例につきましては、先ほどご説明いただきましたように、津波等の危険の著しい区域において災害を未然に防止するために建築基準法第 3 9 条の規定に基づき提案したものでございますが、議員各位から、これまでの町の住民に対する説明の対応状況、あるいはそれに基づくところの議員諸氏からのさまざまな問題が提起されたところでございます。町といたしましては、町民の皆様の安全安心の確保というふうなことで、最大限の危険区域を設定をさせていただきたいと。そしてまた、これにつきましては今後必要な防災対策が施される中で、必要な見直しをしてまいりたいというふうなご説明を申し上げたわけですが、特に関心を持って今後の見直しにつきましては、やはり今までのご審議を総合的に勘案しますと、この際改めてその見直し規定について 1 条を挿入をさせていただきまして、その辺の必要な状況に応じての見直しというようなことも明文化をさせていただきたいというふうなことでございます。そのようなことで、改めて再提案をさせていただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

議 長（佐藤晋也君）お諮りします。ただいま議題となっております山元町災害危険区域に関する条例の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、山元町災害危険区域に関する条例の撤回の件を許可することに決定しました。
お諮りします。日程の順序を変更し、議案第60号を先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第2、議案第60号を先に審議することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）追加日程第2、議案第60号山元町災害危険区域に関する条例を議題とします。

震災復興推進課長鈴木光晴君、説明を求めます。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。それでは、議案第60号山元町災害危険区域に関する条例についてご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。先ほどの提案54号の条例案の内容につけ加えまして、第6条、第2条の災害危険区域の指定及び第3条の建築物の禁止又は制限に関する事項については、「災害防止上必要な施設の整備の状況に応じ、その効果について検討を加え、必要である場合は見直しを行うものとする。」という1条を追加させていただきました。先ほどの6条の委任の関係につきましては、6条を追加したことに伴いまして7条に繰り下げというような形で、条例の案を提出しているものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

15番（森 茂喜君）はい。ただいま新たな60号議案が提案されたわけですが、もしこの提案された議案が議会を通らなかった場合、今後の町の町政にどのような影響を及ぼすのか、まず1回目お尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。

今、建築の禁止地域を設定をいたしまして、秩序あるまちづくりというふうなことで進めさせていただいているわけですが、仮にこの今の建築禁止の施行の期日が来月の11月10日で切れるということになりますと、いわゆる秩序ある建築の制限について、これに空白期間ができるということが一つございます。それから、いち早く被災された皆様の生活再建の重要な部分であります防災集団移転促進事業を活用した集団移転、これがスムーズに運ばなくなるというふうな状況ができて、町の復興にブレーキがかかってしまうというふうな状況になるということをご理解いただければというふうに思います。

15番（森 茂喜君）はい、議長。それから、今までの県の方の危険区域の指定が11月10日まででありましたね。これは再延長可能なものなのかどうか、お尋ねします。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。こちらの方につきましては、ある一定の都市計画の建築制限をかけるですとか、区画整理事業の事業内容等を検討するための期間でありますので、再延長についてはございません。

15番（森 茂喜君）はい、議長。そうしますと、この山元町災害危険区域に関する条例というの

は、今後の山元町の復興計画に非常に重要な条例であるというふうに理解をしたわけでありまして、これは議会としても今後の町の発展を考えて対応しなければならないというふうに理解しました。わかりました。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ございませんか。

1番（菊地八朗君）はい。第60号という議案、60号において第6条を追加され、やや見直しはされたかなど、随時危険区域、これは建物、建築物の危険条例ということで、ただし第1堤防、海岸の堤防が国で言ってるのは6年から7年という期間がかかると。住民説明会でもそのように聞いております。そこにおいて、職住分離という観点から、そこに建築物、幾ら家が残っても建てられない。そして、見直しを危険区域の見直しは一切されていない。その状況においてというこの条項によれば、約、第1回目の海岸堤防できるまでは6年から7年と、その間は一切変わらないと思うんですが、その辺の見直しとは何かをやって、そして住民説明会、危険区域の3分の1、これらの見直しは一番早くて、例えばこの重要な施設の整備の状況によってという、この状況が一番早くみれるのはいつになりますか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。済みません、今海岸堤防については6、7年というふうなお話だったんですが、私どもの方、国土交通省の方から聞いているお話では5年程度というふうなお話で伺っております。

それから、多重防御、検討しております県道相馬亘理線でございますけれども、こちらの方もルートと設計の検討、そういったことを県に働きかけている段階でございますけれども、早期完成ということを目指してお願いしているところでございまして、堤防とあわせておおむね5、6年を目途に整備していただけないかということをお願いしている状況でございます。以上です。

1番（菊地八朗君）はい。つまり5、6年間は、この3分の1の危険区域のエリアの見直しはなされないということですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の被災状況を踏まえた安全対策と多重防御機能の発揮という点で考えますと、担当課長が申し上げた一定の5年程度の期間がかかるという状況があるということでございますが、これからもろもろの具体の防災に関係する事業が推進されるわけでございます。例えば、東西の町道ですね、町道の整備。これも今はそう高くない道路高になっていますけれども、場合によっては東西からのその今回の津波の動きですね、そういうようなことも念頭に置いた道路の整備のあり方とか、あるいは農免道路のレベルを具体的にどういうふうな形でかさ上げしていくとか、もろもろの防災に関する必要な諸事業が展開されていきますので、そういうふうなものも見極めながら、必要に応じてというふうな部分がございますけれども、基本は大きなハード整備、多重防御機能は5年程度というふうにお考えいただいて、その中でより具体の施設整備が進む、あるいは先ほど来から言っている国の方の津波、防災に関する法律ですね、この中でもいろいろなものが示されてきますので、その辺を勘案した中で、場合によっては5年を待たずしてという部分が可能性としてはあるのかなというふうに思います。

1番（菊地八朗君）はい、議長。まず、復興計画の推進の進め方に約10年のスパンという工程からいって、そしてその中で条例の制定、建築物の、そして高台移転を検討する中で、この条例の重要性もわかりますけれども、わかりますけれども、やはり最初に示して5年間、6年間、そしてその期間は災害公営住宅で住みなさいもいいんですけれども、し

かしその間は農地だからつくっていいといっても、耕作は、これは建物の制限ですから、建築物の制限ですけれども、農地だからといっても、人はつくってもいいんだという状況の中に放っておいて、そして今ここでやはりこの3分の1は被災地の見直し、区域、危険区域、第1種のエリアの見直しを早急にかけて、やはりシミュレーションも例えば7メートルになったら、ここまでは大丈夫ですとシミュレーションで2次、じゃここにしたらこのくらいの堤防でシミュレーションしましたと。そして、やはりもう一度住民説明会を選んで、早期に行って、やはりそして住民、町民、我々も町民から負託されている議員としても、やはりもっともつとここまで、仙台市でも期間が限定、きのうの報道によっても、仙台市も危険区域1種の見直しはすると、そういう条項があるんですから、まず危険区域の見直しを早急にする、そして住民説明会も再度やって、やはり再度この条例を提出していただきたいということで、私は早急な危険区域第1種の見直しをすべきと思いますが。

町長（齋藤俊夫君）はい。早急な見直しをしてしかるべき説明の機会をとということでございますが、先ほど森議員にもお答えしましたとおり、まずは当面の対応ということで、この危険区域の設定をさせていただきまして、いち早い復興に結びつけていきたいと、そういう中で今ご指摘のあった、しかるべき場面でしかるべきシミュレーションを施す中で、必要な対応を速やかに講じてまいると、そういうようなことで努力させていただきたいというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。

5番（岩佐 豊君）はい。まず、住民説明会でこれまで私たちに5メートルから6メートルの県道かさ上げという説明があったと思うんですが、住民説明会ではシミュレーションの結果、3メートルから4メートルぐらいの結果がこれですというような説明がありました。これなぜ5メートルから6メートルの予定があったものを下げたのか、まず第1点。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。まず、最初に説明会の際に、5メートル、6メートル、前の説明会で確かに5メートルというようにお話をさせていただいたかと思えます。それについては、T. P. という東京海上の平均海上面というようなことで、T. P. から5メートルというようなことで説明をさせていただいていたんですが、よりわかりやすくするために現況の地盤からどの程度の盛り土高なのかというようなことで、ちょっと私どもの方でも説明の基準の高さを変えて説明させていただいたという部分があって、ちょっと誤解を生んでしまったのかもしれませんが、3メートルから4メートル。これについては県の方とかでもいろいろと技術的な検討がなされていて、説明会の方でもいろいろお話しさせていただきましたが、余り高盛り土にすることによって、波の、要は津波がかぶっていったときに裏のりを洗掘してしまうですとか、そういったことで余り高くしてしまえば、裏のりの防護のためのコンクリートの防御ですとか、ブロックを下に並べるですとか、そういった別の、堤防とはまた別の費用もかかってくるというふうな検証もなされているというふうなところでございますので、ある程度3メートル、4メートルというのは、地盤からですね、おおむね妥当な二線堤というふうなことで検討してきたところでございます。

5番（岩佐 豊君）はい。説明で理解できるんですが、その例えば経費が、お金がかかるからということで、今菊地議員からも指摘ありましたように、第1種の線引きが変わらないというような説明ですよね。お金がかかるからということで、第1種の線引きが20パー

セントもあるんですね。それで一番心配なのが、さっきも私は言いましたけれども、やはり財産権の侵害に当たるのかなということで、例えばこれまでの津波の大きさに、例えば乗り越えたときの今言ったような障壁ですね、壊れるということで検証されていますよね。ですから、多少お金かかっても、その防御策というか、その対策もできているはずで、今後、こういう技術的には、まずそれをやって、まず住民の財産権を守ることが私は大事だと思います。それで、スピードが大事なのは私は全くそのとおりだと思いますよ。だけど、もっと大事なのは、ここに住んでいる、特に被災された人たちの本当に大変な時期に、少しでもそういう財産権を守ることがまず第一と、この線引きを拡げることによって、先ほども言いましたけれども、あきらめたら町外に出る人がいっぱいふえてきます。そのときには被災した人ばかりじゃなくて、山元町全体の住民に対して非常に困難が生じてくる。そういうことも踏まえて、私は線引きを絶対これは、先ほども言いましたけれども、見直していくべきだと。まず、住民から、やはり説明会ですね、いろいろなあれがありました。町のかなりの面積が災害危険区域になることが、これで町が成り立つのかというような質問が出てますね。やはり心配してますよ。

それから、きょう説明を受けて、11月11日条例施行、スケジュールが早過ぎる。これ等を見ますと、やはり住民は慎重な取り扱いをしてほしいと我々に訴えているわけです。ぜひこれは本当に住民にもう一度問うて進めていただきたいと、このように思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに個人の財産権なり居住権という大変重要な大切な部分もあるわけでございますけれども、しかしそれも一定の安心安全の確保、あるいはその安心安全を確保する上での一定の経済的な合理性なり、そういうふうなものを総合的に勘案する必要がございますし、さらにはこういう危険区域を設定することによって、区画整理あるいは防災集団移転事業によって、いち早いまちづくりというふうなことも大きく左右される問題でございますので、ぜひその辺を総合的に勘案していただく中で、この条例の制定についてご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

5番（岩佐 豊君）はい。町長の考えはわからないわけではないんです。ただ、被災して本当に困っている人の数少ない、町長は2割8割と言いますけれども、この2割が大切なんですよ、やはり。本当に優しいまちづくりを目指すときには、この少数の人たちの思いというものを十分に受け入れた町政をやっていかないと、私はとんでもない町になってしまうのかな、そういう危惧がされます。まず、もう少し慎重な取り扱いをしてほしい。再度くどいようですが、再度。

町長（齋藤俊夫君）はい。一定の町民の皆さん、特にもとの位置で生活を再建されたいと、その辺は大事にしたいわけでございますが、やはり町としては全体のまちづくりをする中でやはり大変苦しい判断をせざるを得ない状況もあるわけでございますので、ぜひ全体の皆様の福祉の向上なり利益というものもトータルに考える中で、一定期間はぜひこういう形でまちづくりをさせていただくと。そしてまた、いち早くそういうまちづくりをすることによって、ご懸念の人口の減少の加速化をやはり早くこれに歯どめをかけなくちゃないと。あるいは逆に定住促進施策もあわせて対応することによって、一定の人口を確保して活力なり活気なりのあるまちづくりをぜひ一緒に進めたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

5番（岩佐 豊君）はい。それでは、私は今回提案されている議案について、反対の討論をします。

今回、提案されている議案は、建築基準法第9条を盾に、日本国憲法第29条に「財産権はこれを侵してはならない。」とあります。今回の提案は、この住民財産権を大きく侵害するおそれがあることが、まず第1点です。

それから、町長は常々「チーム山元」、和を大事に優しいまちづくり、「チーム山元」を常々言っております。25日、26日の住民説明会においては、多くの方から、またその結果をきょうの河北新報に出ております。「公表から3日、きょう採決。性急過ぎる、住民が反発」。やはり町長の「チーム山元」、和を大事にする町政と整合性がとれないと私は思います。やはり齋藤町長のこれからの行政運営に汚点を残す結果になるおそれがあるので、私は本当に再考していただきたい。

25日には、磯から笠野までの住民説明会がありました。その中で345人、それから26日には、花釜、牛橋、390人。被災されて今ばらばらになっている人たちもいる中、これほど多くの方が関心を持ち参加しております。その中で切実な声が大分ありました。津波の浸水深だけではなく、家が残っている状況を考慮して線引きを見直してほしい。町のかなりの面積が災害危険区域になるが、これで町が成り立つのか。繰り返しになりますけれども、きょう説明を受けて11日に条例施行ではスケジュールが早過ぎる。条例は町議会議員選挙後に新しい議会で決めた方がいいのではと、こういう声まであります。

やはり性急過ぎる決断は、私は町政にとって大きなマイナスになると思います。そんな観点から、今回の提案に反対するものです。以上で終わります。

議長（佐藤晋也君）次に、賛成者の発言を許します。

9番（阿部 均君）はい。賛成の立場で討論いたします。

今回、提案されている条例は、大震災で被災された皆様が安心して暮らせる、早期の生活再建を図る上で重要な条例であります。今後、この条例に基づいて集団防災移転促進事業の活用による集団移転、それから公営災害住宅等の建設が待たれるわけでございます。そういう観点で、この条例によって住民がこうむるマイナスの面もございます。もしもこの条例が通らなければ。そういう観点から、当然この条例によって集団移転、それから災害公営住宅、そういうような部分でここにありますように、住宅の建築の土地購入資金を借りた利子相当の分の補助、引っ越し費用等の補助、もとの宅地の買い取り等がございます。そういう観点から、この条例は今後のスピード感ある復旧、復興にとって重要な条例であり、賛成するものでございます。以上でございます。

議長（佐藤晋也君）ほかに討論ありませんか。1番菊地八朗君、登壇願います。

1番（菊地八朗君）はい。私は反対の立場で討論いたします。

まず、危険区域の1種、2種、3種、この危険区域の1種を見直さない限り、山元町、

これからの山元町の人口減少は免れない。今、2種になれば50センチの盛り土、地面から。3種の場合だったら、現状で復興もできる。そういう状況にしたときに、残った地域の住民、この人口減少を防ぐためには、さらなるやっぱり危険区域1種の見直しをして、山元町に少しでもいてもらうという、住んでもらうと、最低でも5年という見直しがあえてかかるのであれば、できる限り危険区域1種の見直しを早急にして、やはり山元町の今後の町政運営を図っていくべきと、そういう観点から私は反対ということの答弁といたします。

議長（佐藤晋也君）ほかに討論はありませんか。

3番（伊藤隆幸君）はい。私は賛成の立場で討論を行います。

今回提案、審議されている山元町災害危険区域に関する条例は、提案者である齋藤町長は住民の生命、安全安心を考えて提出したものであり、町民の生命、財産、そして安全の立場の観点から賛成するものです。これからのまちづくりにおいて防災集団移転、災害公営住宅を進める上に当たり、この条例が通らなければさっきの町長の説明でご答弁のとおりであり全く賛成するものです。以上です。

議長（佐藤晋也君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで討論を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから議案第60号山元町災害危険区域に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤晋也君）起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第6．議案第55号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長（渡邊隆弘君）それでは、議案第55号山元町特別職の職員で、非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

説明に当たりまして、資料ナンバー2番もあわせてご覧ください。条例の議案の概要でございます。

まず、提案理由でございますが、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）、これがスポーツ基本法（平成23年法律第71号）に全部改正されたことに伴いまして、体育指導員の名称がスポーツ推進員に改称されたものでございます。

改正内容でございます。条例の別表中、体育指導員というような項目がございます。これをスポーツ推進員に改めるものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから、議案第55号山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第7. 議案第56号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）それでは、議案第56号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、提案理由につきましては、東日本大震災に伴う応急仮設住宅の冬季の寒さ対策について、県の方針決定後に速やかにその対策を講じる必要があるため、提案するものでございます。

次に、議案の改正内容についてでございますけれども、配布資料のナンバー3の議案の概要に沿ってご説明させていただきます。1番の改正内容でございます。これにつきましては、東日本大震災に伴う応急仮設住宅に備える暖房器具の買い入れについては、第3条の規定の適用を除外する旨、本則、附則に規定するものでございます。

具体の改正の部分でございますけれども、新旧対照表の方をご覧くださいというふう存じます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

7番（佐藤智之君）はい。今、説明の中で、県の方針に従いという説明がありました。それを踏まえて、町としてどのような、町としてといたしますか、どのような器具を具体的に設置されるのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。町として現在、各仮設住宅の方に希望の確認をとっておりますが、ホットカーペット、電気こたつの布団、それから電気ストーブの3種類の希望をただいま確認しておるところでございます。以上です。

その3点のうちから1点をお選びいただいてご報告をいただくということで、現在手配をいたしております。

7番（佐藤智之君）はい。これに関連しまして、当初入所時にこたつが配布になっておりますけれども、入居者の方からかけ布団の要望がかなり出ているわけですね。これは関連でございますけれども。その辺の対応はどのようになっているか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。電気こたつにつきましては、ご入居の際にお配りいたしましたところですが、今回希望をとる中にこたつ布団、こたつの下敷きを含めております。以上でございます。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。2番青田和夫君、質疑を許します。

2番（青田和夫君）はい。今、こたつなんて言ったんですけれども、こたつは1,030個、戸数に対して配布されております。1,030個の上下のこたつ布団を配布されるのか、そこの辺ちょっとお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。こたつの布団につきましては、ホットカーペットと電気ストーブ、その3点の中から一つをお選びいただくということで、今仮設住宅のご希望をとっているところでございます。（「そうじゃねえべ、上と下セットかと」の声あり）上下セットでご要望をとっておるところでございます。

2番（青田和夫君）はい。そうすると、こたつというのは新たに配布することになるの。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。こたつ布団と下敷きでございます。（「3つのうち1点でしよう」の声あり）

電気こたつは今回は支給ございません。こたつの布団でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから、議案第56号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第8. 議案第57号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第57号平成23年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案を朗読いたします。

平成23年度山元町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,273万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億8,669万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の追加、変更は、第2表地方債補正による。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番（阿部 均君）8ページ、5款労働費の臨時職員賃金でございますが、文化センターの支援物資の整理という説明がありました。これで間違いがないのかどうか。

それで、この支援物資の整理とあわせて、私も大変目にするし言われるんですが、仮設住宅に入っておられない罹災者の方々ですね、その方々にこの機会にきちんと罹災証明書の提示などの方法をとって、きちっと支援する方法等は検討できないものかどうか、お伺いしたいと思います。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。内容ですけれども、体育文化センターの物をまとめるという、最初町長も説明したように、これは体育文化センターの災害査定を受けるために1か月間の人件費を計上してあるものでございます。阿部議員が言われるように、仕事については間違いございません。

ただ、次の2点目については、副町長より。

議長（佐藤晋也君）2点目については、副町長平間英博君。

副町長（平間英博君）町の方でお預かりしている支援物資につきましては、ご提案のご質問のありました方法等を取りまして、仮設住宅以外の被災者の方、町外にもお住まいでございますので、町外の方も含めてお配りする手立てを今調整させていただいております。

議長（佐藤晋也君）ほかにご質疑ありませんか。7番佐藤智之君。

7番（佐藤智之君）はい。8ページの3目の委託料、災害復旧工事委託料の4億1,489万3,000円に直接関連いたしますが、いわゆる太陽ニュータウンの前の9月でも一般質問させていただきましたけれども、いわゆる民家の、道路崩壊に伴って民家が影響を受けて倒壊寸前になっていると、そのことについて1週間か10日ぐらい前に、国の方でも民家の救済制度が発表されたようでございます。いわゆる5戸、5軒以上ですね。それについて、町として今後どのような対応をされるのか。

災害復旧室長（庄司正一君）はい。佐藤議員のご質問にお答えいたします。

今、県と調整をさせていただきながら、太陽ニュータウンのケースに合うのかどうか、その辺も含めてご指導をいただいている最中でございます。のり面が5メートル以上とか、戸数が5戸以上とか、ある一定の条件等がございます。その辺で今回の3次補正の補助に該当するののかも含めて、ただいま検討、協議中ということでご理解を賜りたいというふうに存じます。

7番（佐藤智之君）はい。数えますと、戸数はたしか6戸だと思いますので、戸数の面でも条件は十分整っていると思いますので、ぜひともその救済の実現のために踏ん張っていただきたいと、このように思います。その辺町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、佐藤議員さん6戸というふうなお話をおっしゃいましたが、太陽ニュータウン全体での6戸という意味なのか。あるいはその区域の考え方のとらえ方等についての関連の宅地という意味なのか。あるいは建物の戸数という意味なのか。その辺いろいろ条件等があります。建物が中心でございますので、その辺は再度精査させていただいて対応したいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

7番（佐藤智之君）はい。6戸と申し上げたのは、道路の崩落箇所のあの並びだけでもちょうど6戸あると。ほかにもあと数えますと4戸ほど点在はいたしますけれども、まず条件クリアできるのは、同じ並びで6戸既に対象になるのではないかと、このように思ってお

ります。

災害復旧室長（庄司正一君）はい、議長。議員さん、再度精査をさせていただいて対応させていただくということで、このご議論はちょっと時間をいただきたいというふうに思います。要するに戸数のとらえ方、私どものとらえ方と、議員さんの今おっしゃった区域のとらえ方が若干誤差があるのかなというふうに私は感じておりますので、その辺調整をさせていただき、あるいは確認をさせていただく中での対応ということでご理解を賜りたいと、かように存じます。よろしく申し上げます。（「期待しております」の声あり）

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから、議案第57号平成23年度山元町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第9．議案第58号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）議案第58号平成23年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、山元浄化センターの早期復旧に向けて、災害復旧業務委託料を措置するものでございます。

初めに1、2ページをお開き願います。

平成23年度山元町下水道事業会計予算実施計画で、予算第4条に定めた資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

初めに、支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費につきましては、山元浄化センター災害復旧事業委託料を17億6,000万円増額するものであります。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから、議案第58号山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）ここで休憩をいたします。再開は3時15分とします。

午後3時06分 休憩

午後3時16分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）日程第10．議案第59号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）議案第59号平成23年度浅生原東田②応急仮設住宅外壁断熱等寒さ対策工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、下記のとおり契約を締結することができるものとする。

提案理由から説明いたしますので、裏面をご覧ください。

本案件は、平成23年度浅生原東田②応急仮設住宅外壁断熱等寒さ対策工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

議案書にお戻りください。契約の目的は記載のとおりでございます。

契約金額につきましては、一金7,927万5,000円、消費税を含みます。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番（菊地公一君）はい。今、寒さ対策ということで出たんですが、寒さ、日本の国というのは四季があるんですね。冬が来れば、夏も来る、春も来るね。何でこんなこと、最初からやらなかったのか。本当にこんなに最初からやっていたら、がたがたすることないんですね。仮設の人たちが文句ぶうぶう言っている。寒い、寒い。こんなわかっているんだから、なぜやらなかったのか、その辺のことを聞かせてください。

町長（齋藤俊夫君）はい。応急仮設住宅の関係でございますが、これにつきましては9月議会の中でもいろいろと議論させていただいたわけでございますが、基本的には応急仮設住宅の標準仕様というふうなことを前提に物事を進めてきたわけでございますが、ここに来ていろいろな検証をする中で、やはりこれまでの仮設住宅の仕様、標準仕様ではなかなか厳しい側面が出てきたというふうなことで、東日本エリアの仮設住宅の実態実情をよ

うやく国の方でも、災害救助法の中でその辺の仕様の変更というものをご認識をいただいたと、追加の措置がようやくなされたということでございます。

私の感想も含めて言えば、なかなか応急仮設住宅のこれまでの対応、教訓というのが必ずしも十分反映されてなかった面があるのかなというふうに思っているところがございますが、いずれにしてもご理解いただく中で、早目にこの対策を終えられるように努力してまいりたいというふうに思います。

6番（菊地公一君）はい。今、町長の説明を受けまして大体納得をしたんですが、こういう仕事というのは最初から取り付けというか、やっていけば余分な金、経費というのが二重三重にかかると思うの、こういうようなことをやってると。だから、やっぱり経費を少なくするためには、最初から計画性を持った物事をやってもらいたいものだと思います。以上です。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘のとおりだというふうに思います。ご案内のように、今回の東日本大震災の中での災害復旧、やはり応急対策の中では残念ながら今までの災害をはるかに上回る状況の中で、民間賃貸の後づけの支援等々さまざまな諸制度が見直し、追加というふうな形で展開されてきておる中の、その一コマがまさに応急仮設住宅ということでございますので、ある一面、私どもからのいろいろな問題提起を国なりの方に提起する中で、こういうことが実現されてきた部分もあるわけでございますが、なるだけ手戻りのない形で今後とも進めるよう努力してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

14番（齋藤慶治君）はい。今回の契約、奥田建設がとったということであったんですが、この建設当時、随意契約時において結構いろいろな問題があつて、やり直しを含めて町、入居者、みんな大変な思いをしたというのは、町長理解しているんでしょうか。まず、第1点その点からお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。町で手がけましたこの仮設住宅の件、特に浅生原東田の関係につきましては、雨漏り、ドアの取り付けの不具合等々ございまして、私も入居説明会あるいはその前後での説明の機会がございまして、直接入居予定者の方にご説明し、おわびを申し上げてきた経緯がございますので、今ご指摘のことについては十分承知しているところでございます。

14番（齋藤慶治君）はい。今回の契約は多分指名競争入札かな、一般競争入札か、ちょっと入札方法がわかりませんが、そこら辺教えていただいて、本来指名競争入札だから、先ほど課長から熟知しているという言葉が出ましたが、あのぐらゐのミスをしたら、本当は指名競争の中から私は外すのが当然なのかなと思うんですが、その点お伺いいたします。指名競争入札なら、指名に入れないのが当然なのかなという判断があつてもいいんじゃないかなと思うんですが、その点をお伺いいたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）今回発注いたしましたのは、支社の随意契約という形で見積もり合わせを行っております。この業者選定に当たりましては、技術提案においてデザインとか、間取りや部屋の配置等にすぐれているということで選定された業者でありまして、この建設に携わったということと、それから外観の一体性の確保等を図りたい。それから、期間の短縮も図りたいということの要素がございます。この時期にほかの自治体でも同様の工事がございますものですから、一斉に施工する時期に施工体制の確保が困難な状況もございます。同業者は施工実績があり、それらの体制確保が図られるとい

うことから、1社で随意契約により見積もり徴収で決定した次第でございます。以上でございます。

14番（齋藤慶治君）はい、議長。今、随意契約という言葉聞いてびっくりしたんですが、確かに仮設全部工事をするので早急にということはあるんですが、そうすると9月定例会でいろいろな議論をした中で、やはりそういう反省が私からすると生かされていないと思うんです。そういう点、今度のまずこの随意契約した経緯自体も、私からすると前回の反省がないという1点がありますし、こういう形で仮契約、町は今度は大丈夫だろうという認識でこういう方法でこういう契約を議会に提出したと思うんですが、これは今度は絶対大きなミスというのはないんでしょうね。そこら辺、また同じミスをしたら、それこそ町もそうだし、議会も正直言って笑われるというのがあるんです。そういう意味で、私らも共同責任があるという観点から、執行部がそういう経緯で今契約を出してきた中で、しっかりとした施工管理をやってもらえるかどうか、町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。過去のもろもろの問題を十分踏まえまして、進行管理体制をしっかりとしながら、この寒さ対策の工事の施工に当たってまいりたいというふうに考えておりますし、前は私からもいろいろ問題があったときに直接先方の責任者、社長の方にも問題提起をしておったことでございますので、同じようなことのないように、さらに申し入れをして施工の万全を期してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。1番菊地八朗君、質疑を許します。

1番（菊地八朗君）はい。今、同僚議員からもありましたけれども、奥田建設の件は私も同じように思っております。経緯があつて、経緯が2、3度出てます。それから、このスロープ屋根工事の件で、今やってると思うんですが、このことというのは追加なんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。スロープ屋根の工事は今後追加になります。（「今後追加、今やってるの何だ」の声あり）既にスロープは設置してありますが、その外側に新たに波板で屋根を設置し……。 （「屋根だと」「屋根ついてるべ」の声あり）失礼しました。東田地区につきましては、これから施工です。坂元の旧坂中跡地につきましては、県の方で既に発注されておる部分が先行でされております。

1番（菊地八朗君）はい。課長、今これ赤で囲っている部分、当然今やってるでしょう。これやったんでないのか、既に、屋根工事。この5棟というの何なの。屋根の追加、設置。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。風除室が既に設置されておりますけれども、スロープがついている棟、連続的に屋根をかけるという工事になりますので、その部分が追加で施工するようになります。

1番（菊地八朗君）はい。今スロープの分ということで理解しました。ほかの仮設は県発注でもう同等の内容でやっていくんですか、これ、多分。やってくれるのかな、再度この辺。まだやってない事件ですけども。项目的には同じようにするんでしょうねという確認をいたしたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。発注の仕様につきましては、県の方と同等の内容で行います。

1番（菊地八朗君）はい。よくこういう話が出ると、本当に项目的に内容的に同等かと。例えば今ナガワの件だったら屋根平らで、雨降ったらバタバタ、ほかのプレハブはほかの棟と棟とのつなぎ目がふさがって、間からすき間入って水出るとか、じゃこの辺は完全に対応できるということですね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。仮設住宅の建設に当たりましては、県発注分で数社が入っており、その特徴がございます。その形が多少は異なっておりますが、風除室の形状等はその仮設住宅に合わせ、統一的な仕様が示されておりますので、その形での施工をいたします。

屋根をかけますので、雨漏り等がないように施工いたしてまいります。

1 番（菊地八朗君）はい。いや、今前向きに本当にいい答えをいただきましたので、やはり仮設住宅住民に、入居者に県発注の住宅でも屋根には波板でぼんについて、今度は雨音、そういうのも分散されて雨漏りはなくなりますよと。そして、この項目のような対応がされますということを伝えてよろしいですね。再度確認します。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。風除室につきましては、現在ある外側に建設をするようになります。それから、スロープ部分につきましては、現在手すりがあるところの外側への施工となりますので、現地に合わせた形で発注しようということで進めております。

議長（佐藤晋也君）課長、屋根の件。はい、どうぞ。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。今回、施工するのは屋根部分は特にありません。風除室とスロープ部分に係る屋根でございます。

1 番（菊地八朗君）はい。だから、最初に聞いたのは、同じように屋根もやってもらえますかと。例えば、課長、そうだから言っていく。何でかといったら、プレハブは3棟行ったら1段下がって、そこの間はすき間あって、間からテープも何もないから間から雨は床下に来るんだよ。だから、そういうことも言ってあるんだけど、いつ直すんだべなど。ほかは直してくれるんだけど、というと県発注で県からしますと。だから、同等な仕様でやはり県発注もなりますかと聞いたら、大体が県発注となる。じゃ風除室だけじゃないんだ、全体のまっ平らなのにぼとぼとと雨降ったら音するけど、三角屋根だったら分散されて静かになると。こういう配慮もしてもらえますかと。いろんな配慮をした、やはりここまで来るときはそういう配慮もしてほしいと。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。説明が不十分で申しわけございません。屋根の施工につきましては、今回のこの寒さ対策の部分では含まれておりませんので、個別に雨漏りとかあるものに関しましては、現場を確認させていただいた上で対処してまいりたいと思いますので。

1 番（菊地八朗君）はい。いや、要望というものがこのように出ていますので、現地調査で十分やはり住民の、入居者の声を配慮して、やはり十分なサービスで、サービス精神をもって、やはり対応していただきたいという要望で終わりにします。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。7 番佐藤智之君。

7 番（佐藤智之君）はい。まず、外壁工事の断熱材、これは9月の議会で寒さ対策の中で断熱材はどうかと質問したら、全部入っていますという回答だったんですね。ここに来て、今度外側にガラスウールを張りつけるということで、結局は入ってなかったんでしょうか。断熱材が中に。まずこれ1点目。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどの質問でお答えさせていただきましたように、標準的な仕様の中にはそれも加味されているわけでございますが、その後の現象なりの中でもっと充実した対策、対応が必要だというふうな経緯、結果の中で、こういう状況に至っているということでございますので、よろしく願いいたします。

7番（佐藤智之君）はい。その点はわかりました。

次に、スロープ屋根の工事なんですけれども、屋根をかけるということで、問題は真冬の山沿いですので、雪が降った場合、今度は雪でスリップする危険があるんですね。確かに途中で板の棧で滑りどめの措置はありますけれども、この辺どのように冬のスリップ対策を考えているのか。多分この問題出てくると思います。滑って転んで足を折ったとかね。その辺の対策をお聞きします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。スロープ部につきましては、仮設住宅の行政連絡員さんとの調整を図りながら、現在の利用についてお伺いしているところでございます。そういう中で、ただいまのような滑りどめという要望がございますので、場所をそれぞれ確認の上、対策を検討してまいりたいと思います。

7番（佐藤智之君）はい。ぜひその対策をお願いします。それで、この全体の3種類の工事、大體工事期間はいつごろ終わる予定なのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。本工事につきましては、12月15日の予定でございます。お手元にお配りさせていただきました資料に、12月23日で記載させていただいたところでございます。寒さ対策ということでございますので、できるだけ早く終われるように進めてまいります。よろしく願いいたします。

7番（佐藤智之君）はい。今の工事のところ見逃しまして、大変失礼な質問をいたしました。以上で終わります。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありますか。

8番（遠藤龍之君）はい。一つは風除室の設置工事なんですけど、ちょっと私も状況わからないで聞くんなんですけど、これは1回、幌から1回直してるんだよね。ということをまず確認します。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。波板の方で施工をしております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、そのときには先ほども出たんですが、この寒さ対策、そのときの検討された内容といいますか、どういう検討の結果、ああいう形にしたのか。あわせて、そのときこの寒さ対策等々というのは頭になくて検討されなかったのかどうか。その2点についてお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。幌構造から波板に交換したというのは、現状の利用形態をより使いやすくということで、後からの加工もしやすいように交換いたしました。それから、施工当時にこの冬場対策ということでの検討はまだしておりませんでした。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この風除室にはそれぞれ個人でも対応するところもあるんですが、この辺に対しての対応はどのように考えていますか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。入居されている方で既に実施した方もいらっしゃるということをお伺いしております。町で発注する単価を上限といたしまして、その施工した見積もりあるいは領収書等、そういった書類等で確認させていただき、施工した業者さんの方に町の方からお支払いし、個人の方には提起していただくというような方法をしております。

8番（遠藤龍之君）はい。その件についてはわかりました。もう1点は、先ほど来のお話である随契での対応ということなんですけど、先ほどの話にもありましたが、相当の問題を起こした企業であるということで、その際、そういったもろもろの問題に対して町とその建設

会社との間で、どのような処理を総括して、その後の教訓としたのか。具体的に話し合いが行われて、具体的な形でそういう対策が講じられたのかどうか、お伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。施工会社に対しましては、当時の実施していた電話代云々、それから、本社の方の技術部長を交えまして、今回の町で発注した仮設住宅に対する一部不備に関しまして、それぞれ報告書をいただき、それに対する改善策を提出していただき、善処してまいったところでございます。本工事につきましては、先ほどご説明ございましたように、問題等が生じないよう適切に管理をしてまいりたいと考えておるところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。私も実は当時あの工事現場を見てるんですが、私の経験上、私も土方仕事の経験あるんですが、相当ひどいもんでした。例えば、何石というのか、これを運ぶのに1人1個で運び方をやったり、普通だったらそこさ3つに何ぼぐらいつネコというか、一輪車に三つ四つ積んで運んで対応するというのが普通というか、普通かどうかわからないけれども、そういうレベルの仕事。あと水平とるというか、載せるのもうジャカボコなんだ、今。ちょこっとさっさっさっさっさ行って、それボーンと出て、水平も余りとるかとらないかして、そしてボコボコボコボコと。素人の私でさえ驚くような仕事ぶりなんです、実は。それがそこまでの自覚がこの奥田建設にあるのかどうか。というのは、多分もう第何次請けだと思うのね、実際にやってるのは。本当にもう笑い話みたいなんだけれども、こう、すそが開いてるとか、カーペットじゃなくてわき板の、こういうの。これ何かで隠してたりね、素人見てもわかるような工事仕上がりがあったとか。最初そこ開いてどうするんだといったら、あとそここのとこピットとテープみたいな張って。そんな工事ぶりなんです。そのくらい奥田建設がそこまでの自覚があるかどうかということが、非常にまたこの工事をするということになると、非常にこれ心配するんですが、その辺までの認識をこの奥田建設に今回あるのかどうか、確認しているのかどうか、ちょっとお伺いします。

あとで報告書見せられればいいんだけど、そんでその報告書の中見て、そういう報告書があるということなので、それを見てから決するというのもちょっとあれなんだけれども、まずそれは置いておいて。とにかくそんな中身の工事で、相当な企業だなという意識があるんですが、その辺で町長、手挙げたから。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほども触れましたように、今回のこの奥田建設に前段施工してもらった中での不具合がただ露見されたわけでございますので、私は奥田社長にかなり厳しいお話もさせていただいたところでございます。そういう中で、先ほど担当課長がご説明したような、その後の具体の書面での検証という形になってきたわけでございますので、先ほど申しましたように再度私からも施工前にその辺の注意喚起をし、大変労働力の確保が非常に逼迫している状況下で、優秀な作業体制を確保するという難しさもあるかもしれませんが、やはり前回の教訓をしっかり受け止めてもらって、しっかりした施工を組んでもらえるように再確認をしたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい。今の町長の言葉は信じるといいますか、ですから余り悪い結果が出ないように祈るのみですが、あと併せて、今のまちづくり課の体制で、課長がどうのこうのということではなくて、全体の体制で、これはまたプラスアルファの仕事になっていると思うんですが、今の体制で本当にこれを、先ほど言った進行管理等々しっかりとやると

というような話も言われましたが、当然それはしなくちゃならないんですが、それができるような状況、体制に現実にあるのかどうかということを確認します。

できるということであるならば、多分に今後問題が起こる問題だろうということになるわけですが、その辺の確認をしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私も今回町独自の一連の仮設住宅の発注、施工管理というふうな部分、素直な感想を申し上げれば、なかなか短期間でこれほどの工事経験をしてこなかった中では、厳しいものがあったということは事実でございますが、ここまで手がけた工事でございますし、今全国の自治体からのご支援、建築職のご支援もいただく中で取り組んでおりますので、その辺マンパワーのご支援を最大限に活用しながら、遺漏のないような施工管理に努めていきたいというふうに思っておりますし、これの問題に限らず、やはりこれからの本格的な復興に向けた関係についても同じようなことが言えるんだろうというふうに思いますので、全体の問題として進行管理に当たっていかなくちゃならないというふうに思っております。

なお、補足すれば、建築技師につきましては兵庫県の加古川市の方から11月7日からマンパワーのご支援をいただく中で、この寒さ対策の工事を対応していきたいというふうに考えているところでございます。

8 番（遠藤龍之君）はい。体制強化を図りながら対応するということですので、それに期待するわけですが、いずれこの決められ方については多くの疑問が残ります。問題も指摘しなければならぬ部分があるわけでありますが、今のような言葉を信頼するということで体制強化等々の中で、そういった問題を起こさないというようなご決意であるということを確認して、質問を終わります。

議 長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議 長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議 長（佐藤晋也君）これから、議案第59号平成23年度浅生原東田②応急仮設住宅外壁断熱等寒さ対策工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤晋也君）日程第11. 東日本大震災災害対策調査特別委員会中間報告の件を議題といたします。

東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長から、調査、審査の中間報告を提出されましたので、委員長から報告を求めます。東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長、後藤正幸君、登壇願います。

東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長（後藤正幸君）はい。それでは、朗読で報告いたします。

特別委員会中間報告書

本委員会は、下記のとおり調査、審査を実施したので、山元町議会会議規則第46条第2項の規定により報告します。

記

1. 事件 東日本大震災による災害対策復興に関する調査、審査について
2. 期間 平成23年5月19日から平成23年10月28日、本日までであります。
3. 経過 3月11日発生 of 東日本大震災において、本町は甚大な被害を受けた。特別委員会において、復旧、復興に関する調査を行い、町民の要望への対策を実施してきた。また、7月29日にJR常磐線山下駅亘理間早期開通促進に関する請願を受け、9月定例会において付託を受け、議会の審査を行った。しかし、大震災による議員任期特例法により、11月12日に任期を迎えることから、調査、審査が半ばで不本意ではあるが、町民生活に大きな影響を与える今後の復旧、復興計画について、次期議員に引き続き調査を望むものである。
4. 調査審査状況 下に調査、それから審査を別々に実施した月日ごとに記入しておりますので、ご覧ください。

東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長 後藤正幸

山元町議会議長 佐藤晋也殿

以上であります。

議長（佐藤晋也君）これから委員長の報告に対する質疑を行うわけですが、東日本大震災災害対策調査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

お諮りします。東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長の報告のとおり決定しました。

議長（佐藤晋也君）以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これで平成23年第4回山元町議会臨時会を閉会します。

午後3時57分 閉会